

議案第 32 号

昭島市文化財保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8年 2月26日

提出者 昭島市長 白井伸介

昭島市文化財保護条例の一部を改正する条例

昭島市文化財保護条例（昭和51年昭島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第6章 市選定保存技術（第37条—第41条）
第7章 雑則（第42条—第44条）」 を

「第6章 市登録文化財（第37条—第40条）
第7章 市選定保存技術（第41条—第45条）に改める。
第8章 雑則（第46条—第48条）」

第1条中「第182条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第8条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第12条第1項中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第2項中「き損している」を「毀損している」に改める。

第16条第7項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第21条第6項中「すべて」を「全て」に改め、「場合」の次に「において」を加える。

第35条中「第36条」を「次条」に改める。

第44条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第48条とし、第43条を第47条とし、第42条を第46条とする。

第7章を第8章とする。

第6章中第41条を第45条とし、第40条を第44条とし、第39条を第43条とする。

第38条第6項中「すべて」を「全て」に、「には」を「において」に改め、同条を第42条とする。

第37条を第41条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 市登録文化財

(登録)

第37条 委員会は、市の区域内に存する文化財（法の規定により指定若しくは登録又は都条例若しくはこの条例の規定により指定がされたものを除く。）のうち、保存及び活用のための措置が特に必要と認めるものを、次に掲げる昭島市登録文化財（以下「市登録文化財」という。）として登録することができる。

- (1) 昭島市登録有形文化財（以下「市登録有形文化財」という。）
 - (2) 昭島市登録無形文化財（以下「市登録無形文化財」という。）
 - (3) 昭島市登録有形民俗文化財（以下「市登録有形民俗文化財」という。）
 - (4) 昭島市登録無形民俗文化財（以下「市登録無形民俗文化財」という。）
 - (5) 昭島市登録史跡、昭島市登録旧跡、昭島市登録名勝又は昭島市登録天然記念物（以下これらを「市登録史跡旧跡名勝天然記念物」と総称する。）
- 2 前項の規定による市登録有形文化財、市登録有形民俗文化財又は市登録史跡旧跡名勝天然記念物（以下これらを「市登録有形文化財等」と総称する。）の登録をするには、委員会は、あらかじめ登録しようとする記念物の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者の判明しない場合は、この限りでない。
- 3 委員会は、第1項の規定による市登録無形文化財の登録をするに当たっては、当該無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 4 第1項の規定による登録は、その旨を告示するとともに、市登録有形文化財等にあつては当該市登録有形文化財等の所有者及び権原に基づく占有者に、市登録無形文化財にあつては当該市登録無形文化財の保持者又は保



持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に、市登録無形民俗文化財にあつては当該市登録無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体（代表者の定めのあるものに限る。以下この条において同じ。）があるときは、その者又はその団体の代表者に通知してする。ただし、当該市登録有形文化財等の所有者若しくは権原に基づく占有者、当該市登録無形文化財の保持者若しくは保持団体又は当該市登録無形民俗文化財の保存に当たっている者若しくは団体が判明しないときは、告示をもつて足りるものとする。

- 5 第1項の規定による登録は、前項の告示があつた日からその効力を生ずる。
- 6 第1項の規定による市登録有形文化財等の登録をしたときは、委員会は、当該市登録有形文化財等の所有者に登録書を交付しなければならない。
- 7 委員会は、第1項の規定による市登録無形文化財の登録をした後においても、当該市登録無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 8 前項の規定による追加認定には、第4項本文（市登録無形文化財に関する部分に限る。）の規定を準用する。

（抹消）

第38条 市登録文化財が市登録文化財としての価値を失つた場合その他特別の事由があるときは、委員会は、その登録を抹消することができる。

- 2 市登録文化財について法の規定により指定若しくは登録又は都条例若しくはこの条例の規定により指定又は登録があつたときは、市登録文化財の登録は、抹消されたものとする。
- 3 市登録有形文化財等（前項の規定により抹消されたものを除く。）の所有者及び権原に基づく占有者から当該市登録有形文化財等の登録の抹消の申出があつたときは、委員会は、その登録を抹消しなければならない。
- 4 市登録無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体はその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別の事由があるときは、委員会は、その認定を抹消することができる。
- 5 前各項の規定による登録又は認定の抹消には、前条第4項及び同条第5項の規定を準用する。
- 6 前項で準用する前条第4項の規定による市登録有形文化財等の登録の抹

消の通知を受けたときは、市登録有形文化財等の所有者は、速やかに市登録有形文化財等の登録書を委員会に返付しなければならない。

- 7 市登録無形文化財の保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項及び第40条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は抹消されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、市登録無形文化財の登録は、抹消されたものとする。この場合において、委員会は、その旨を告示しなければならない。

（所有者の変更等）

第39条 市登録有形文化財等の所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

- (1) 所有者が変更したとき。
- (2) 所有者の氏名又は住所が変更したとき。
- (3) 市登録有形文化財等の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
- (4) 市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の名称又は所在の場所を変更しようとするとき。
- (5) 市登録史跡旧跡名勝天然記念物の登録地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

- 2 前項第4号の規定にかかわらず、同号において、委員会規則で定める場合には、届出を要せず、又は変更をした後届け出ることをもつて足りる。

（保持者の氏名変更等）

第40条 保持者及び保持団体には、第22条の規定を準用する。

附則第4項中「第42条」を「第46条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（昭島市文化財保護審議会条例の一部改正）
- 2 昭島市文化財保護審議会条例（昭和51年昭島市条例第32号）の一部を次のように改正する。
第2条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。
 - (6) 昭島市登録文化財の登録及びその登録の抹消に関すること。
 - (7) 昭島市登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定



の抹消に関する事。

(提案理由)

昭島市登録文化財について定めるとともに、併せて規定を整備する必要がある。

昭 議 証 第 3 号

令 和 8 年 3 月 2 6 日 原 案 可 決

この謄本は議決書の原本と相違ないことを認証する

令 和 8 年 4 月 9 日

昭 島 市 議 会 議 長 高 橋

誠

